

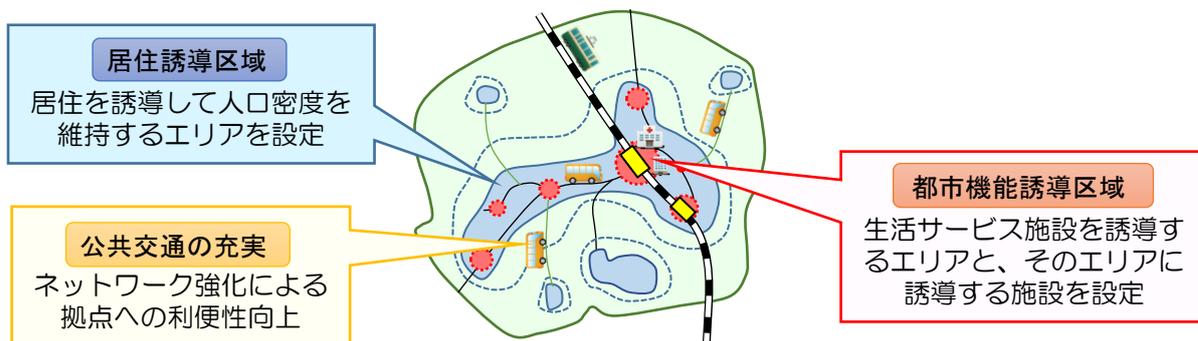
野洲市立地適正化計画

届出に関する手引き 【令和7年4月更新】

1. はじめに

立地適正化計画策定の背景と目的

- 人口減少や少子高齢社会においても持続可能な都市づくりの実現を図るため、「コンパクト＋ネットワーク」の考えに基づき、医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すものです。
- 野洲市においても、今後は人口減少と更なる少子高齢化が見込まれており、健康で快適な生活環境を確保し、持続可能な都市づくりを進めていく必要があることから、野洲市立地適正化計画を策定します。



【策定の目的】

健康で快適な生活環境を確保し、持続可能な都市づくりを促進

届出とは

立地適正化計画では、都市の人口減少を見据え、都市全体を見渡し、居住や都市機能を集積すべきエリア（居住誘導区域・都市機能誘導区域）を定め、計画的に誘導を図ることとなっています。

このため、開発行為などがいつどこで行われているか、実態を把握するために、居住誘導区域や都市機能誘導区域の外で行われる一定規模以上の開発行為等について、新たに届出が必要となります。この手引きは、立地適正化計画に基づく事前届出制度についてご案内するものです。

2. 居住誘導区域外における届出

届出の対象となる行為

居住誘導区域外の区域において、以下の行為を行おうとする場合には、野洲市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第88条第1項）

※建築行為又は開発行為が行われる土地の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合には届出の対象となります。

○開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの
- ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）

①の例示

3戸の開発行為



②の例示

1,300㎡

1戸の開発行為



800㎡

2戸の開発行為



○建築等行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）
- ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等①、②とする場合

①の例示

3戸の建築行為



1戸の建築行為



届出の時期

届出は、**開発行為等に着手する30日前までに**行うこととなります。

届出先

届出先は、野洲市役所 都市政策課となります。

届出書類

【開発行為の場合】

- ・届出書（様式第 10 ※11 ページ参照）
- ・添付図書
 - ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
 - ②設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
 - ③その他参考となるべき事項を記載した図面

【建築等行為の場合】

- ・届出書（様式第 11 ※13 ページ参照）
- ・添付図書
 - ①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
 - ②住宅等の2面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ③その他参考となるべき事項を記載した図面

【上記の届出内容を変更する場合】

- ・届出書（様式第 12 ※15 ページ参照）
- ・添付図書（上記それぞれの場合と同様）

届出書類の提出

届出は、あらかじめ定められている届出様式に、必要な図面・図書を添付し、正本と副本の2部を提出することで行います。

※届出の必要がない行為について

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項、都市再生特別措置法施行令第 34 条、35 条の規定により、区域外の行為であっても、次に掲げる項目に該当する場合は、届出の必要がない場合があります。

- ① 住宅等で仮設のものまたは農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の住宅等の新築
- ③ 建築物を改築し、またはその用途を変更して①の住宅等とする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

3. 都市機能誘導区域外における届出

届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、野洲市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条第1項）

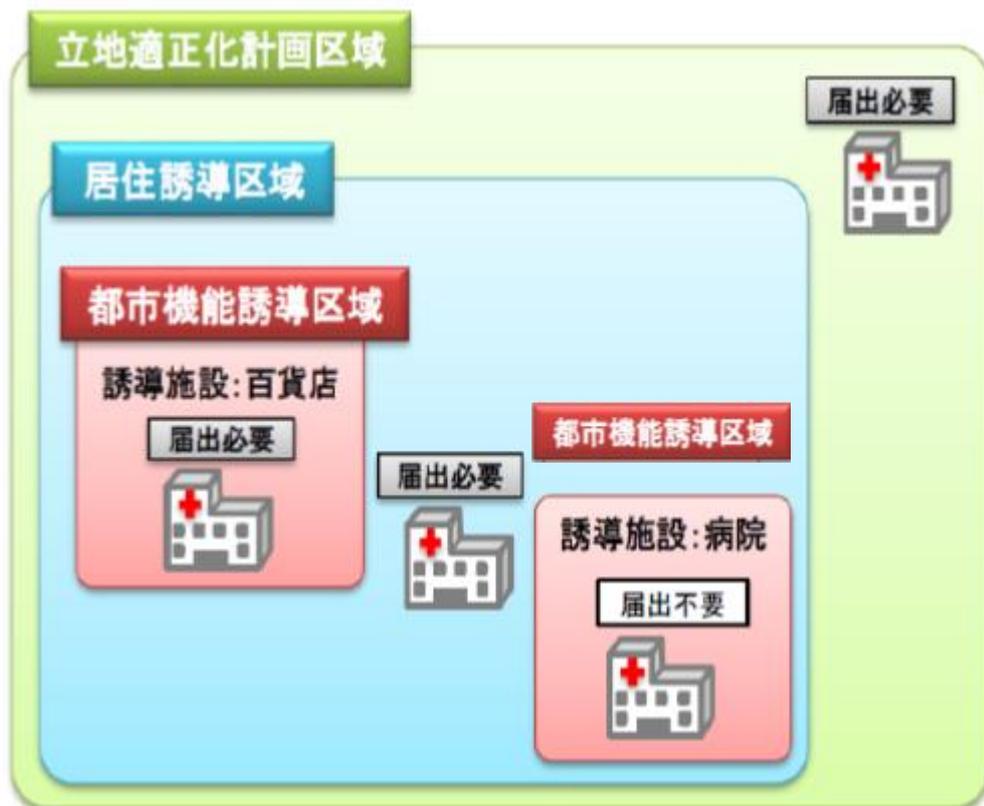
※建築行為又は開発行為が行われる土地の全部又は一部が都市機能誘導区域外にある場合には届出の対象となります。

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



野洲市の誘導施設

届出の対象となる誘導施設（○印）は下記のとおりです。

都市機能分類		定義	中心拠点 (JR野洲駅 周辺)	地域拠点 (北部合同庁 舎周辺)
医療機能	病院	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設 	○	○
	診療所	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設 	○	○
行政機能	行政施設	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 	○	—
子育て機能	子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設 	○	○
教育文化機能	文化施設 (文化ホール)	<ul style="list-style-type: none"> 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設 	○	—
	図書館 (分館等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設 	○	○
商業機能	商業施設 (1,000㎡以上)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模小売店立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品および日用品を取扱う施設 	○	○

届出の時期

届出は、開発行為等に着手する30日前までに行うこととなります。

届出先

届出先は、野洲市役所 都市政策課となります。

届出書類

【開発行為の場合】

- ・届出書（様式第 18 ※17 ページ参照）
- ・添付図書
 - ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
 - ②設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
 - ③その他参考となるべき事項を記載した図面

【建築等行為の場合】

- ・届出書（様式第 19 ※19 ページ参照）
- ・添付図書
 - ①敷地内における誘導施設を有する建築物等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
 - ②誘導施設を有する建築物等の2面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ③その他参考となるべき事項を記載した図面

【上記の届出内容を変更する場合】

- ・届出書（様式第 20 ※21 ページ参照）
- ・添付図書（上記それぞれの場合と同様）

届出書類の提出

届出は、あらかじめ定められている届出様式に、必要な図面・図書を添付し、正本と副本の2部を提出することで行います。

※届出の必要がない行為について

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項、都市再生特別措置法施行令第 44 条、45 条の規定により、区域外の行為であっても、次に掲げる項目に該当する場合は、届出の必要がない場合があります。

- ① 誘導施設に該当する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② 誘導施設に該当する建築物で仮設のものの新築又は建築物を改築し、もしくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ③ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ④ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

4. 都市機能誘導区域内の誘導施設休廃止における届出

届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内の区域において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、野洲市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項）

※休廃止が行われる土地の全部又は一部が都市機能誘導区域内にある場合には届出の対象となります。

○誘導施設の休止、廃止

- ①対象となる施設は、5 ページのとおりです。
- ②都市再生特別措置法施行令第 44 条の規定により、誘導施設に該当する建築物で仮設のものは届出対象外となります。

届出の時期

届出は、誘導施設を休廃止しようとする 30 日前までに行うこととなります。

届出先

届出先は、野洲市役所 都市政策課となります。

届出書類

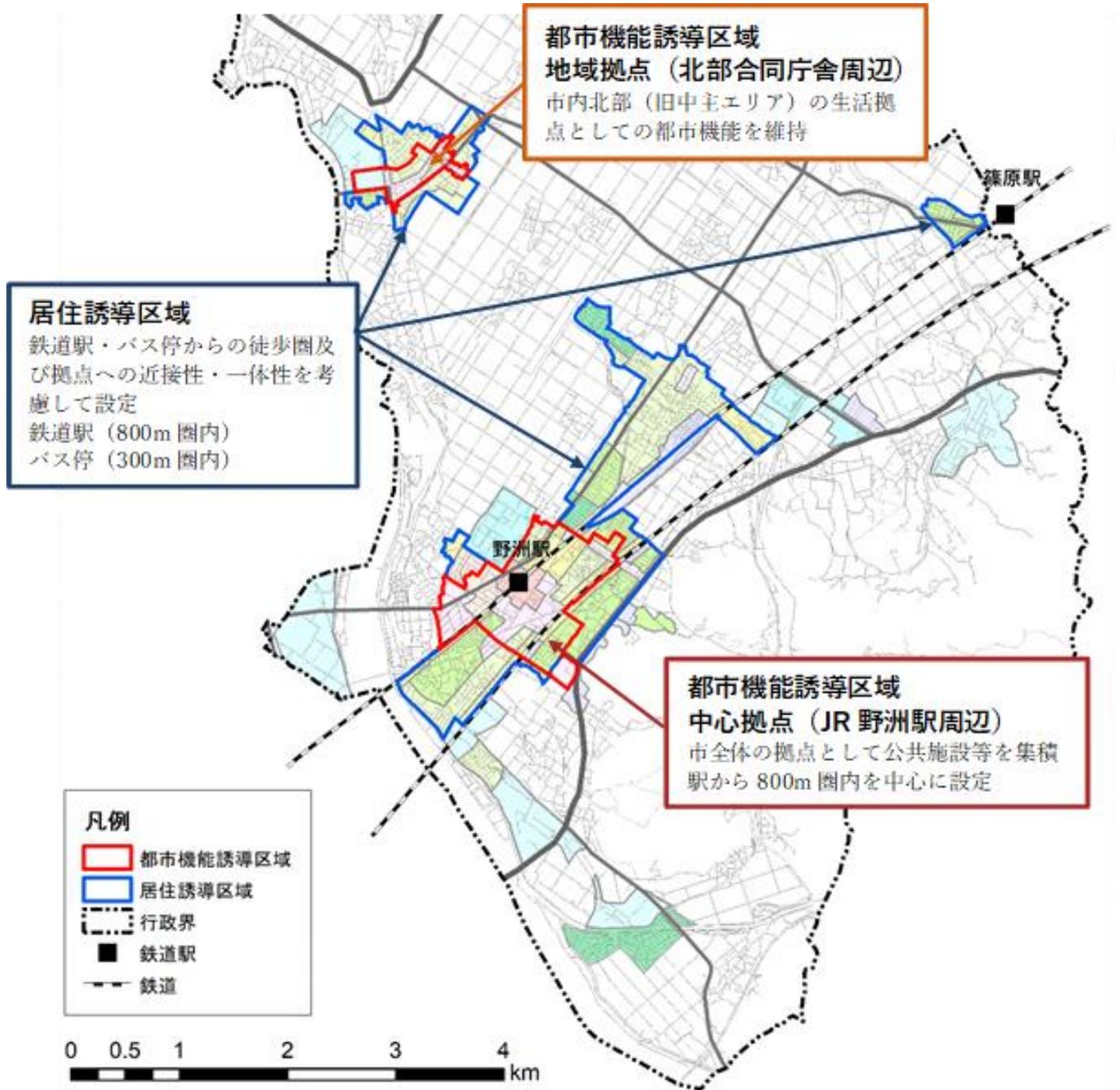
- ・届出書（様式第 21 ※23 ページ参照）
- ・参考となるべき事項を記載した図面等（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）

届出書類の提出

届出は、あらかじめ定められている届出様式に、必要な図面・図書を添付し、正本と副本の 2 部を提出することで行います。

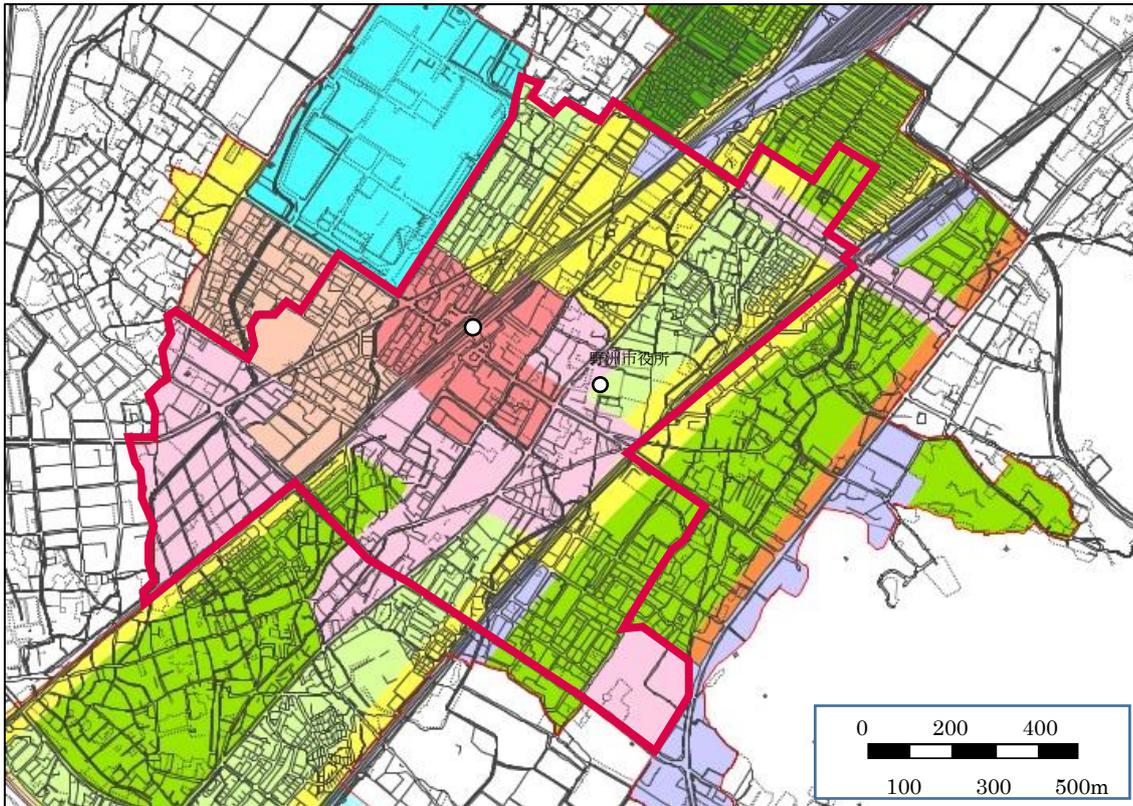
5. 誘導区域図

居住誘導区域と都市機能誘導区域

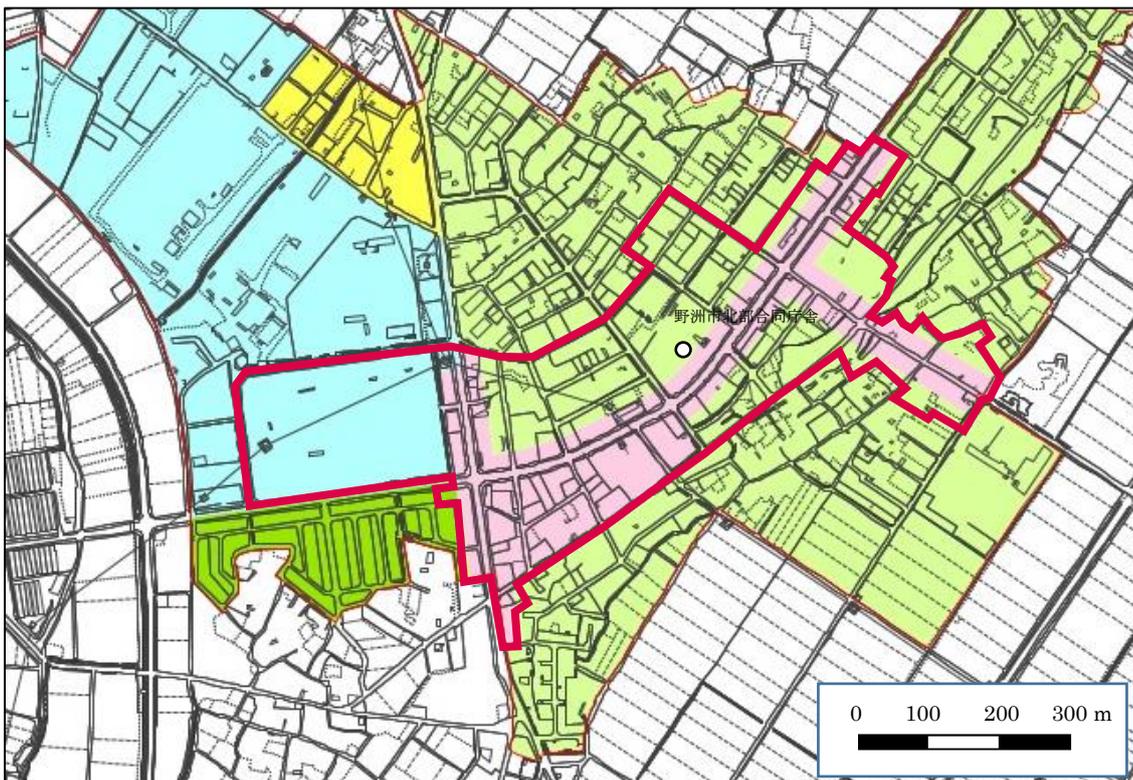


都市機能誘導区域詳細

【中心拠点（JR野洲駅周辺）】



【地域拠点（北部合同庁舎周辺）】



様式集

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

野洲市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称（住所）	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	地目：

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

様式第 10 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

届出日を記入
(工事着手の 30 日前まで)

年 月 日

野洲市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (住所)	野洲市 ○○	
	2 開発区域の面積	△△△ 平方メートル	
	3 住宅等の用途	← 一戸建て住宅	
	4 工事の着手予定年月日		西暦又は元号○○年 ○月○○日
	5 工事の完了予定年月日		西暦又は元号○○年 ○月○○日
	6 その他必要な事項	地目：宅地 3戸の分譲住宅 □□□㎡	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略すること

届出書とあわせて提出

住宅等の詳細 (床面積等を記入)

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (位置図等 縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図 (設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

様式第 11 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; margin-right: 10px;"> <div style="font-size: 3em; margin-bottom: 5px;">{</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">住宅等の新築</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">建築物を改築して住宅等とする行為</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">建築物の用途を変更して住宅等とする行為</div> <div style="font-size: 3em; margin-top: 5px;">}</div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>について、下記により届け出ます。</p> </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">野洲市長 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">届出者 住所 氏名 連絡先</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日： 工事の完了予定年月日：

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

様式第 11 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為
 について、下記により届け出ます。

届出日を記入
(工事着手の 30 日前まで)
 年 月 日

野洲市長 様

届出者 住所
氏名
連絡先

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする土地の所在地の所在	土地の所在： 野洲市〇〇 地目： 宅地 面積： ■■■m ²
2 新築しようとする土地の用途	建築基準法施行規則別紙様式の 主用途を記載 は改築若しくは用途の変更後の住宅 一戸建て住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日：西暦又は元号〇〇年 〇月〇〇日 工事の完了予定年月日：西暦又は元号〇〇年 〇月〇〇日 3戸の分譲住宅 □□□m ²

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)略すること

届出書とあわせて提出
住宅等の詳細(床面積等を記入)

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面(配置図 縮尺 1/100 以上)
- ・住宅等の 2 面以上の立面図(縮尺 1/50 以上)、各階平面図(縮尺 1/50 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

行為の変更届出書

年 月 日

野洲市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 年 月 日
- 2 変更の内容：
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

《建築行為の場合》

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

野洲市長 様

届出日を記入
(工事着手の 30 日前まで)

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出書(様式第 10 号又は第 11 号)により届け出ます。

記

様式第 10 もしくは第 11 の届出日を記入

1 当初の届出年月日： 年 月 日

2 変更の内容：

変更前	変更後
・土地の所在 野洲市○○	・土地の所在 野洲市▲▲
・面積 ■■■■㎡	・面積 □,□□□㎡

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更届出書とあわせて 対照させて記載すること。

変更届出書とあわせて
提出

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

《建築行為の場合》

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <p style="text-align: center;">野洲市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 連絡先</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称（住所）	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	地目：

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

様式第 18 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

届出日を記入
(工事着手の 30 日前まで)

年 月 日

野洲市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる 地域の名称(住所)	野洲市 ○○
	2	建築基準法施行規則 別紙様式の主用途を 記載し、() に誘導 施設の種類を記入	△△△ 平方メートル
	3	建築物の用途	日用品の販売を主たる目的とする店舗 (スーパーマーケット)
	4	工事の着手予定年月日	西暦又は元号○○年 ○月○○日
	5	工事の完了予定年月日	西暦又は元号○○年 ○月○○日
	6	その他必要な事項	地目：宅地 生鮮食料品売場面積 □□□m ²

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略すること

届出書とあわせて提出

誘導施設の詳細(床面積
等を記入)

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(位置図等 縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図(設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> <p>誘導施設を有する建築物の新築</p> <p>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">野洲市長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住所 氏名 連絡先</p>	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日： 工事の完了予定年月日：

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における誘導施設を有する建築物等の位置を表示する図面(配置図 縮尺 1/100 以上)
- ・誘導施設を有する建築物等の 2 面以上の立面図(縮尺 1/50 以上)、各階平面図(縮尺 1/50 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

→ 該当する項目を囲う

について、下記により届け出ます。

届出日を記入
(工事着手の 30 日前まで) → 年 月 日

野洲市長 様

届出者 住所
氏名
連絡先

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を し、土地の面積	土地の所在： 野洲市〇〇 地目： 宅地 面積： ■■■m ²
2 新築 建築物の用途	日用品の販売を主たる目的とする店舗 (スーパーマーケット)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日：西暦又は元号〇〇年 〇月〇〇日 工事の完了予定年月日：西暦又は元号〇〇年 〇月〇〇日 生鮮食料品売場面積 □□□m ²

建築基準法施行規則
別紙様式の主用途を
記載し、() に誘導
施設の種類を記入

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

- (添付書類) ← 届出書とあわせて提出
- 誘導施設の詳細
(床面積等を記入)
- ・敷地内における誘導施設を有する建築物等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
 - ・誘導施設を有する建築物等の 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図面

行為の変更届出書

年 月 日

野洲市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 年 月 日
- 2 変更の内容：
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

《建築行為の場合》

- ・敷地内における誘導施設を有する建築物等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・誘導施設を有する建築物等の 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
(工事着手の 30 日前まで)

年 月 日

野洲市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 18 もしくは第 19 の届出日を記入

1 当初の届出年月日： 年 月 日

2 変更の内容：

変更前	変更後
・土地の所在 野洲市○○	・土地の所在 野洲市▲▲
・面積 ■■■■㎡	・面積 □,□□□㎡

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 3 変更の内容は、変更届出書とあわせて 対照させて記載すること。

変更届出書とあわせて
提出

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

《建築行為の場合》

- ・敷地内における誘導施設を有する建築物等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・誘導施設を有する建築物等の 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

野洲市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日： 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあってはその期間：
- 4 休止（廃止）に伴う措置：
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

（添付書類）

- ・参考となるべき事項を記載した図面等（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）

様式第 21 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係)

誘導施設の休廃止届出書

野洲市長 様

届出日を記入
(休廃止の 30 日前まで)

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日： 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあってはその期間：
- 4 休止（廃止）に伴う措置：
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

休廃止届出書とあわせて提出

(添付書類)

- ・参考となるべき事項を記載した図面等（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）